

第2期 坂東市

子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

概要版

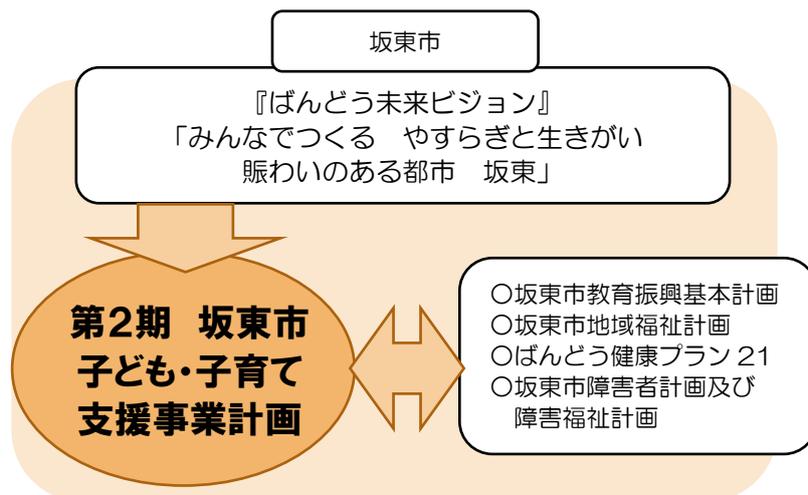


坂東市

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。具体的な計画策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」を踏まえ、「次世代育成支援対策推進法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を内包した子育て支援に関する計画です。

『ばんだう未来ビジョン』を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。また、市のその他関連計画との連携や整合をとった計画として策定します。



計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

										(年度)
平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	
坂東市子ども・子育て支援事業計画					第2期坂東市子ども・子育て支援事業計画					

計画の基本理念 『子どもが輝く未来づくり』

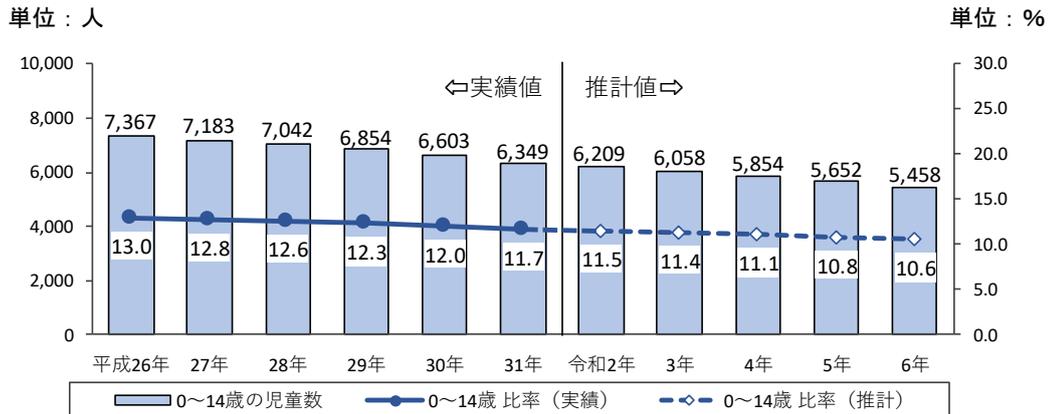
『ばんだう未来ビジョン』における「ひとづくり」の基本方針である「安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり」と「未来を担う子どもを守り育む教育の充実」に努めるとともに、これまで取り組んできた前期計画の基本理念を踏襲し、『子どもが輝く未来づくり』を基本理念として定めます。

すべての子育て家庭への支援と子どもの健やかな成長を、地域が一体となって支援していくとともに、子どもとその家庭をあらゆる面から支える体制づくりを推進します。

坂東市の子育てをめぐる現況

本市における0歳から14歳までの児童数は年々減少しており、今後も減少が続く見込みとなっています。

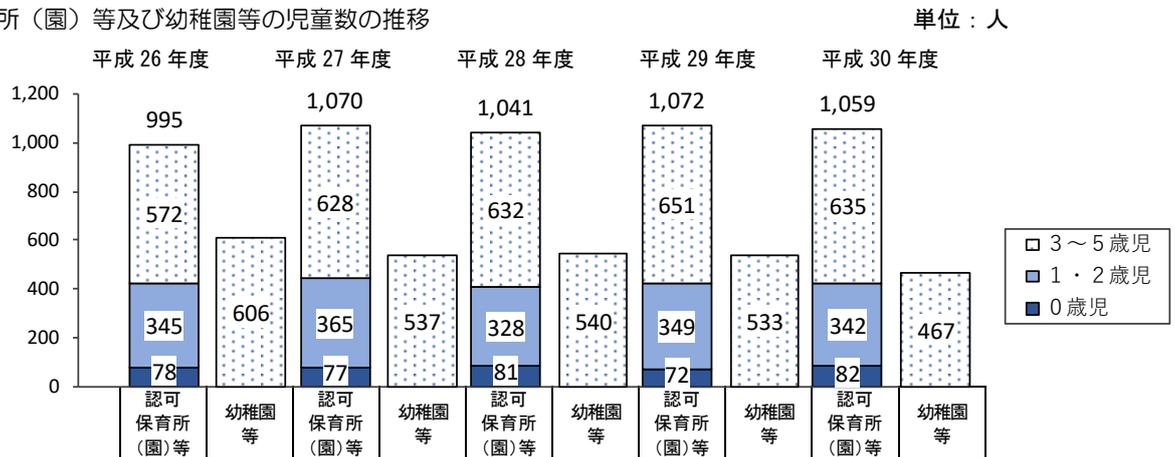
■ 0歳から14歳までの児童数の推移と予測



注) 推計人口は、平成26年から平成30年までの年齢別人口をもとに、コーホート変化率法により算出しています。

認可保育所(園)等及び幼稚園等の児童数の推移をみると、年ごとに増減を繰り返しています。一方、幼稚園等の児童数については、減少傾向にあるとみられます。

■ 認可保育所(園)等及び幼稚園等の児童数の推移



項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
園数	認可保育所(園)等	9	10	10	10	10
	幼稚園等	7	7	6	7	7

注) 認可保育所(園)等は各年度末現在、幼稚園等は各年度5月1日現在

資料：認可保育所(園)等はこども課、幼稚園等は学校教育課

教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分

区分	対象	利用する教育・保育
1号認定	3歳以上 幼稚園等の利用を希望する方	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)
2号認定	3歳以上	保育所(園) 認定こども園(保育園機能)
3号認定	0～2歳 就労など、保育の必要な事由に該当し、 保育園等の利用を希望する方	保育所(園) 認定こども園(保育園機能) 地域型保育

これまでの事業実績やニーズ調査結果、今後の児童数の推計等をもとに、教育・保育の量の見込みを算出しました。各年度の見込み量を達成目標とし、最適かつ柔軟な提供体制の構築に努め、保育ニーズを踏まえた弾力的なサービスを充実させ、目標達成に向け、受入態勢の確保に努めます。

■ 教育・保育の量の見込み（利用希望の数）と確保方策（受入れを確保する数）

単位：人

項目		令和2年度				令和6年度			
		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1、2歳児			0歳児	1、2歳児
量の見込み		430	631	409		330	611	406	
				70	339			75	331
確保方策	特定教育・保育施設	606	642	72	335	606	642	72	335
	確認を受けない幼稚園	0				0			
	特定地域型保育事業			5	27			5	27
	計	606	642	77	362	606	642	77	362

また、令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化の円滑な実施に努めます。

施設種別	内容	
幼稚園	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。【対象年齢：3～5歳児】	
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業	0歳から2歳までは住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上はすべての子どもの利用料が無償化されます。【対象年齢：0～5歳児】	
施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。【対象年齢：3～5歳児】
	特別支援学校の幼稚部	3歳から5歳児までの就学前の障がい児の発達支援(いわゆる障がい児通園施設)を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。【対象年齢：3～5歳児】
	認可外(無認可)保育園	保育の必要性があると認定された3歳から5歳児までを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0歳から2歳までについては、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。【対象年齢：0～5歳児】
	預かり保育事業	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。【対象年齢：3～5歳児】
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳児までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。【対象年齢：0～5歳児】

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等と提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度に基づき、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する事業です。これまでの事業実績やニーズ調査結果、今後の児童数の推計等をもとに、量の見込み（利用希望）等を算出しました。今後は、見込みに対応する事業内容と量を、以下のような提供体制で進めていきます。

事業名	事業概要等	令和6年度	
		量の見込み等	提供体制
1 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、相談・助言、関係機関との連絡・調整等を実施する事業	2か所	2か所
2 時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所（園）等で保育を実施する事業	585人	585人 10か所
3 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない就学児童を対象に、放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、支援することを通じて健全な育成を図ることを目的とする事業	640人	640人 23か所
4 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業	年間延べ利用日数 10日	年間延べ利用日数 10日
5 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	262人	262人
6 養育支援訪問事業・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うもの	年間延べ訪問回数 62回	年間延べ訪問回数 62回
7 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの	年間延べ利用回数 18,531回	年間延べ利用回数 18,531回 9か所
8 一時預かり事業	幼稚園等の在園児を対象とした預かり保育	年間延べ利用日数 22,090日	年間延べ利用日数 22,090日 8か所
	保育所（園）等において、一時的に保育を行う事業	年間延べ利用日数 3,522日	年間延べ利用日数 3,522日 9か所
9 病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業	年間延べ利用日数 80日	年間延べ利用日数 80日 1か所
10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	年間延べ利用日数 40日	年間延べ利用日数 40日
11 妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として医学的検査を行うとともに、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するほか、妊婦の健康診査費用を助成するため、14枚の補助券を配付する事業	294人	310人
12 実費徴収に係る補助給付を行う事業	特定教育・保育施設等の利用で、日用品、文房具等の物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する事業	国が設定する対象範囲と上限額をもとに検討	
13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	民間事業者の参入の促進、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	調査や研究の推進	

地域全体で支える子育て支援

子育てに関する情報や、親同士が交流できる場を提供するとともに、母子保健推進員や家庭相談員の充実を図り、相談体制のさらなる強化に努めます。また、児童福祉センターや公民館、図書館をはじめとした地域の施設を中心として、子どもの居場所づくりに取り組むなど、子どもの健全育成を図ります。さらに、子育て支援の担い手となる地域人材を中心とした人材の養成とともに、効果的な活用を進めます。

- ①子育て家庭への支援、ネットワークづくり
- ②子どもの健全な育成の支援
- ③地域における人材養成



親子の健康の確保及び増進

子どもの発達段階に応じた総合的な母子保健サービスの提供や小児医療体制の整備、各種健診・相談事業等の充実を推進します。また、子どもだけでなく保護者に対するサポートの充実が子育て家庭全体の健康につながることから、子育て世代包括支援センター「こそだてステーション バンビィ(坂東+かわいいBaby)」を拠点とした継続的かつきめ細やかな支援を提供します。さらに、次世代の子どもの心身の健康を守るため、学童期や思春期の保健対策や「食育」に取り組みます。行政、地域、学校、企業等が協調しながら、子育て家庭を温かく見守り支える意識の醸成に努めます。

- ①子どもや母親の健康の確保
- ②学童期・思春期からの保健対策の充実
- ③「食育」の推進
- ④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
- ⑤小児医療等の充実

豊かな人間性を育む教育環境

次代の担い手である子どもが心身ともに豊かに成長できるよう、やさしさや思いやりを育む教育を進めるとともに、個性豊かに生きる力を身につけられるよう、確かな学力の向上に取り組めます。また、基本的な生活習慣に関する教育や、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の一貫した教育の推進に努めるとともに、地域の文化やスポーツに親しむことができるよう、多様な体験活動を促進します。さらに、国際化が進んでいる現代において、すべての子どもが隔たりなく成長でき、外国人家庭も安心して子育てできるような環境づくり等を検討していきます。

- ①学校等の教育環境の整備
- ②文化、スポーツ活動の推進
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④多様な文化を持った子どもと家庭への支援

■ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供の推進

本市では、認定こども園の普及を推進しており、令和元年度現在、市内には6か所の認定こども園が設置されています。今後は、認定こども園のサービスのさらなる向上に努めていきます。また、乳幼児期の発達は連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという認識に立ち、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業者、さらに小学校との相互の連携を図ります。

- ①認定こども園のサービスの向上
- ②幼児期の教育・保育と小学校等との連携の推進

子ども等の安全を確保する生活環境

子育て世帯が、安心して暮らすことができるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるなど、良好な居住環境の確保に努めます。また、歩道の整備や交通危険箇所の改善などにより、安全な交通環境の整備に取り組むとともに、子どもを犯罪から守り、親子がともに安心して生活できるよう、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

- ①良好な住宅、良好な居住環境の確保
- ②安全な交通環境の整備
- ③子どもを犯罪等の被害から守るための活動

職業生活と家庭生活との両立支援

男女共同参画に関する理解の促進や意識の高揚に取り組むとともに、労働・雇用に関する法律の周知や、農業・商工業等の活性化のためのセミナーの開催などにより、多様な働き方を推進します。さらに、仕事と子育ての両立支援として、子育て世帯に配慮した職場づくりの啓発や、育児・介護休業制度の周知及び利用促進に努めます。

- ①多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し等
- ②仕事と子育ての両立の推進

次世代を応援するきめ細やかな取組

様々な機会を通じて、子どもの人権や自由の尊重について啓発し、子どもたちの権利に対する市民の認識を深めながら、関係機関との連携・協力体制のもと、児童虐待の予防及び早期発見・保護・支援に努めます。また、ひとり親家庭や障がい児へのきめ細かい支援を行うとともに、命や家庭の大切さを啓発し、子どもを生み育てたいと思う人がその希望を実現できるような環境の整備を進めます。さらに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず、夢や希望を持って成長できるよう、経済的困難を抱える家庭への支援に努めます。

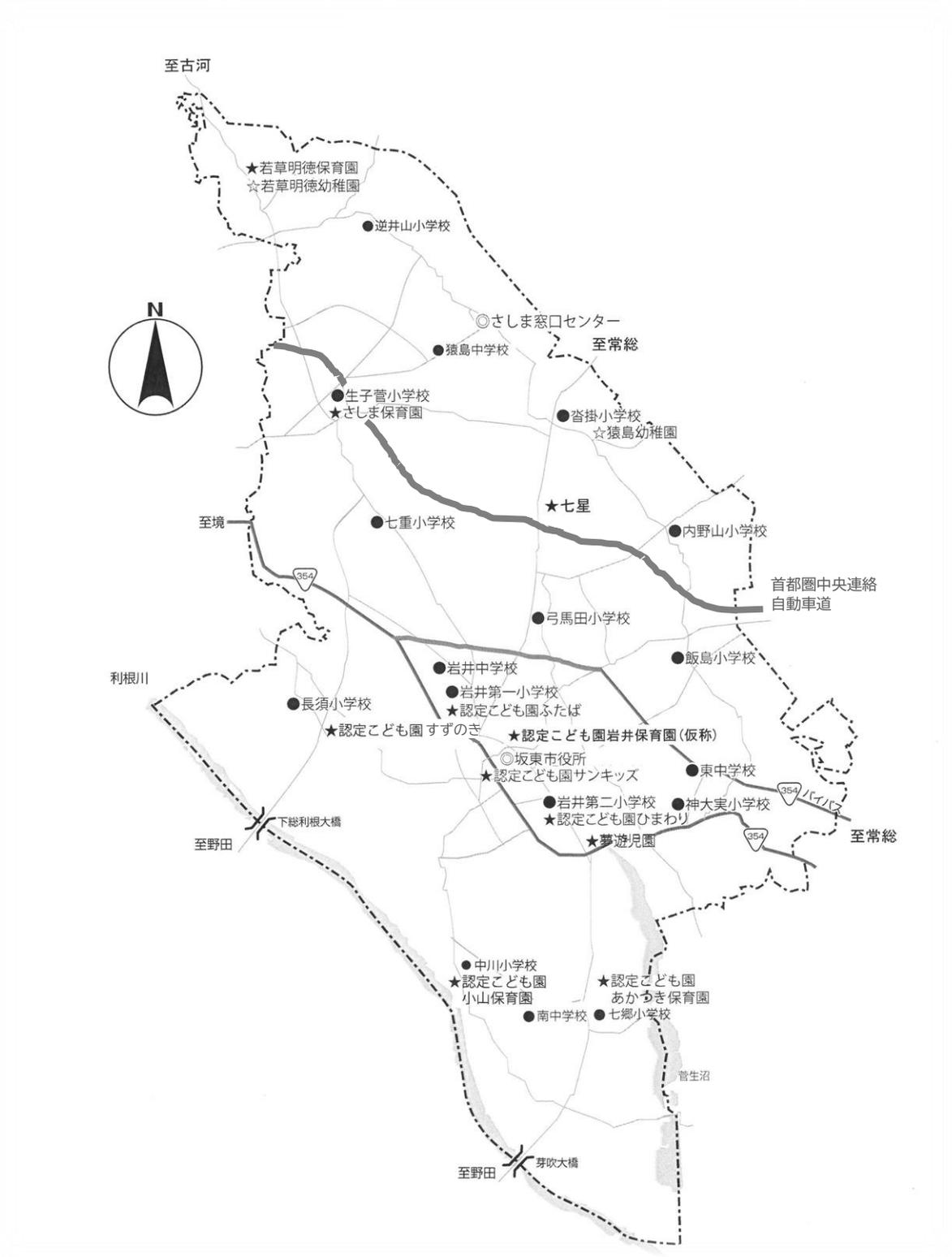
- ①子どもの人権や自由の尊重
- ②児童虐待防止対策、被害にあった子どもの保護
- ③ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ④障がい児施策の充実
- ⑤次代の親の育成
- ⑥経済的困難を抱える家庭への支援

■ 計画の進行管理

定期的に、施策や事業の進行管理及び実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。また、計画の進行状況を、子ども・子育て会議に報告するとともに、市の広報やホームページを活用し、広く市民に公表していきます。



■ 関連施設位置図



発行年月：令和2年3月 発行：坂東市 編集：保健福祉部こども課
 〒306-0692 茨城県坂東市岩井 4365 番地
 TEL：代表 0297-35-2121・0280-88-0111